

三谷川のかわづくり

- ・三谷川流域では、平成26年台風第12号や令和3年8月豪雨等により、**家屋浸水被害**が発生
 - ・さらに今後、**気候変動**により雨の降り方が激しくなり、大雨の回数も増えることが心配されます
- ⇒ **河川整備**に加え、雨水が河川へ**一気に流れ込むのを防ぐ**対策に取り組んでいきます

1 治水計画（河川整備計画）

対象河川

三谷川、打樋川

気候変動へのリスク対応

河川工事と、雨水を溜める「地域ぐるみの取組」をあわせた「流域治水」を推進

対象期間

概ね30年間

対象流量

三谷川 30m³/s（H26年台風第12号洪水規模）

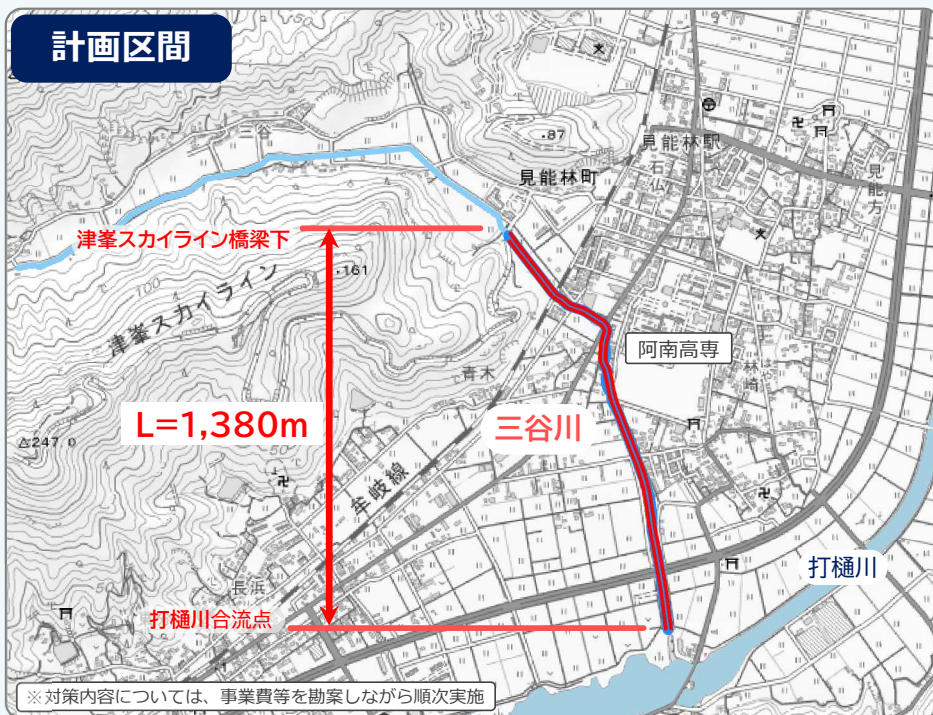
2 実施内容（河川整備計画）

堤防整備・河道掘削等

洪水を**安全に流せる**よう
「川幅を拡げる」
「川底を掘る」
「住宅地を守る堤防」などの
浸水被害軽減策

流域対策

住民と合意形成を図りながら
・**特定都市河川の指定**への調整
・**遊水機能を有する土地**
(**田んぼダム、貯留地**)の調査・検討



3 今後のスケジュール

	R8年度	R9年度	R10年度～
河川整備計画	河川整備計画の策定 (R8.6月 河川整備計画(原案)公表済)	事業着手(予定) 令和9年度	
特定都市河川	特定都市河川の指定	流域水害対策計画の検討・策定 指定以降	

※「特定都市河川の指定」については、裏面をご覧ください

三谷川の「河川整備」に加え 「特定都市河川の指定」を進めます

※「特定都市河川浸水被害対策法」(平成15年制定、令和3年改正)に基づき指定

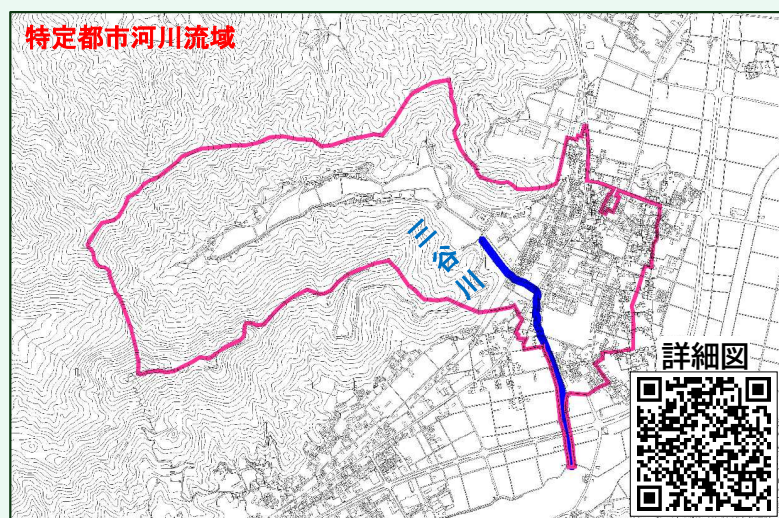
特定都市河川とは？

著しい浸水被害が発生し、又はその恐れがあって市街化が進み、雨水が浸透しにくい地域にある河川を指定し、河川整備に加え、河川へ流れ出る雨の量を抑制する対策により浸水被害から**地域を守る**ことを目的としています

特定都市河川流域では？

一定規模以上(1,000m²以上)の土地の改変には、あらかじめ「**知事の許可**」が必要となります
許可にあたっては、「雨水を貯留したり、地中に浸透させたりする施設」の設置が**義務づけ**られます
これにより川があふれる恐れが少なくなり河川整備とあわせて**水害に強い地域**を目指します

指定される範囲（雨水が流入する範囲）



「知事の許可」が必要となる行為の例

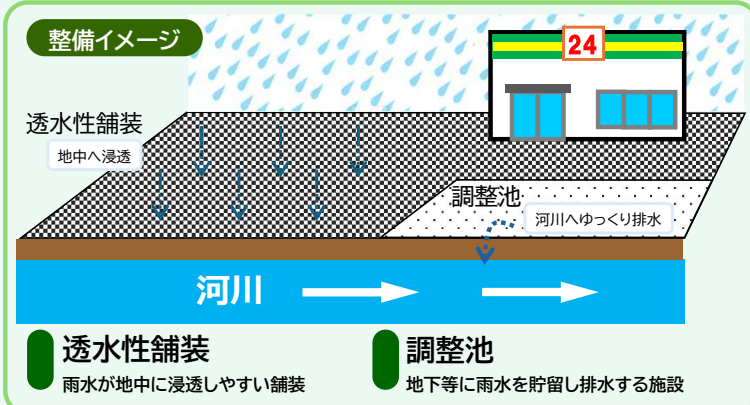
土地の形質を「耕地等」から「宅地等」へ変更する行為



補助金制度について

特定都市河川の指定により、**義務付けられる施設**等の整備費用について、国や県などから**補助**します

- *要件を満たす必要あり
- *補助上限あり



詳しくはホームページをご覧ください。

URL: <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kendozukuri/kasen/7304919/>

徳島県土整備部河川整備課088-621-2572

